

東弁2020人権第234号
2020年10月27日

内閣総理大臣
菅 義 偉 殿

東京弁護士会
会 長 富 田 秀 実

人権救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A及び同Bからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴殿に対し、下記の通り勧告いたします。

記

第一 勧告の趣旨

申立人らは、いずれも1949年（昭和24年）に、国が主導した政策に基づき、共産黨員あるいは共産主義者であることを理由に解雇され職場から追われたものである。

これらは特定の思想・信条を理由とする差別的取扱いであり、思想良心の自由、法の下での平等、結社の自由を侵害する違法なものである（憲法14条1項・19条・21条1項）。申立人らは、職場を負われた結果、名誉が害されただけでなく、生活の糧を失うことにより経済的な被害をも被ったが、未だ何の名誉回復も補償もなされていない。

よって、当会は、国に対し、申立人らについて、可及的速やかに、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告する。

第二 勧告の理由

第1 本件申立

1 申立の趣旨

申立人らは、いずれも1949年に、共産黨員あるいは共産主義者であることを理由に不当に職場から追われたものである。現在に至るまで、何らの名誉

回復も賠償も行われていないため、救済を求める。

2 申立の理由

申立人A（以下「A」）は国鉄の職員として稼働していたが、1949年7月4日に解雇通告され、解雇された。

申立人B（以下「B」）は、沖電気株式会社（沖電気工業株式会社の前身）に勤めていたが、1949年5月、企業整備の名の下で解雇された。

第2 当会が認定した申立人らの解雇に至る事実

1 申立人A

申立人Aは、終戦直後の1945年12月頃、16歳の時に国鉄郡山工機部（当時）に就職した。その後、同仙台出張所に異動となり、塩釜港でクレーンの保守作業に従事していた。

1946年2月、国鉄労働組合が組織されて申立人Aも加入し、青年部の役員として活動をはじめた。仙台出張所に異動後は組合活動のために頻繁に郡山、仙台間を往復するなどしており、1947年に日本共産党に入党した。

政府は、1949年5月、行政機構の刷新と人員整理を内容とする行政機関職員定員法（以下「定員法」）を制定し、これは同年6月1日に施行された。

申立人Aは、同年7月4日、仙台出張所において、職場長から「定員法による解雇だ」と言い渡された。

申立人Aが解雇を告げられた7月4日は、国鉄全体で第1次整理として3万0700名の整理通告が行われた日にあたる。

2 申立人B

申立人Bは、1945年4月沖電気に採用されて、芝浦工場の工具工場勤務を始めた。その後、品川工場に異動になっている。品川工場では、1945年12月に沖電気高浜従業員組合が結成され、翌46年3月には全社的な沖電

気労働組合が発足した。申立人は、同組合青年部委員として賃上げの要求やストライキの実施などに関わった。また、1948年5月に日本共産党に入党した。

戦時中は軍需企業として活動した沖電気株式会社は、戦後は民需転換に伴う工場の集約・縮小化、人員整理の合理化を強いられた。1949年4月29日に発表された整備案においては、人員削減については、総従業員6691人の42%にあたる2891人を整理するという大規模なものであった。従業員、労働組合側は猛反発をしたが、同年5月下旬には整理対象者の氏名が発表され、その中に申立人Bも含まれていた。

第3 レッド・ページによる解職であることの検討

1 本件申立の特徴

(1) レッド・ページの意義と位置付け

本件は、レッド・ページに関わる人権救済申立事件である。

レッド・ページとは、「共産党員とその同調者を公職・企業などから追放すること。日本では1949～1950年、GHQの指令により大規模に行われた追放をいう。赤狩り。」(『広辞苑』(第7版、2018))などと定義されている、「思想・良心の自由」(憲法第19条)を蹂躪した思想弾圧事件である。

レッド・ページは、戦後間もない時期に行われた事件で、今となっては“古い事実”とも言えるものであるが、国家主導で行われた大規模な思想差別による人権侵害事件であり、当事者に時の経過によっても癒されない重大な物心両面の損害を与えている。しかも、これまで具体的な名誉回復措置や補償が行われていないことから、なお、今日においても救済が必要な重要な課題といえる。

(2) レッド・ページの人権救済申立

日本弁護士連合会（日弁連）は、2008年10月24日、電気通信省（当時）で勤務していた1名と民間企業に勤めていた2名の申立人がレッド・ページによる解雇について救済を申し立てた事件につき、国（内閣総理大臣）と当該民間企業に対し、名誉回復や補償などを行うよう勧告している。さらに、2010年8月31日には、数度に分けて申立てがなされた計25名のレッド・ページの被害者について、改めて国（内閣総理大臣）と最高裁判所に勧告を行っている。

その後、各地の弁護士会で多数の救済措置を行っており（現在、確認できるもので13件ある。）、当会においても、2013年9月3日に電気通信省（当時）を免職された1名の申立人につき、また、昨年12月12日には、7名の申立人につき、いずれも国（内閣総理大臣）に勧告を行っている。

（3）事実上のレッド・ページ

典型的かつ明瞭なレッド・ページとしては、1950年5月3日に連合国最高司令官マッカーサーが、日本共産党を破壊的活動を行う政党として公然と非難し、断固たる措置をとる等との声明を発し、同年6月以降共産党中央委員の公職追放、アカハタの発行停止等を吉田首相宛書簡で次々と指令し、日本政府もこれを推進して、その後公務所や民間企業から大量の共産黨員、同調者等が追放されていった過程が、その中心をなすものであり、また、共産黨員ないしその同調者であるがゆえの追放であったことが史実としても明瞭である。

しかし、今日のレッド・ページ研究においては、1949年の「行政整理」「企業整備」といわれる行政機関、国営企業及び民間企業の大規模な人員整理の中で、レッド・ページはすでに開始されていたと見るのが、むしろ一般であり、申立人らの解雇もこの時期にあたる。2人が解雇された1949年は、米国が日本を共産化の防波堤（反共の防壁）として活用するために国と企業に自律的復興を求め始めて間もない時期にあたる。GHQは、大企業や

国営企業等に合理化を強いる経済政策を推進させ、これを受け、公務員については「行政整理」の名の下で大量の人員整理が行われ、民間企業でも「企業整備」として大量の解雇、退職勧奨が行われた。これらの経済政策自体は、本来イデオロギーとは無関係なものである。ただ、整理人員の中に共産党員およびその同調者が大量に含まれていた。すなわち、この時期は、未だ明示的にレッド・ページが行われていたわけではなく、整理人員の中に共産党員等を含ませることにより、「事実上のレッド・ページ」が行われた時期にあたる。

2 1949年のレッド・ページを巡る歴史経過

(1) 芦田首相のレッド・ページ計画

占領下においてレッド・ページを最初に公言したのは、GHQでも吉田首相でもなく、1948年5月20日の衆議院外務委員会における、時の総理大臣芦田均の次のような発言だとされている。

「なお政府職員その他の官公吏にして、共産党員として国家並びに社会に不利益なる行動をなすごとき場合には、これは必ずしも共産党員とは限らないのでありますが、いかなる場合においても、これを厳重に取締まるべきは当然のことであります。ただ共産党員なるがゆえに国家の公務員としてこれを就職せしめない、あるいはこれを排除するという問題は、及ぼすところきわめて重大でありますので、政府としてもこれらの問題をそれぞれ考慮はいたしておりますが、現在のところは的確にいかなる処置をとるかということについては、まだ何らの決定に達しておりません。」

以降、芦田は国会答弁、記者会見、遊説と機会あるごとに繰り返しレッド・ページの必要性を説き調査・検討中であると表明する傍ら、立法化についてGHQ高官の了解を得て、この立案を外務省調査局長に担当させていた。と

ころが、同年6月から7月にかけてレッド・ページ法案の準備が具体的に進められていた中、昭電疑獄事件が明るみに出て、間もなく芦田は退陣を余儀なくされる。そのため、レッド・ページ計画は未実施のまま、翌年の第三次吉田内閣の手に引き継がれることとなる（明神『戦後史の汚点』231, 2頁）。

（2）日経連意見書

この頃、経営者団体である日本経営者連盟（日経連）は、表向きは、共産党を名指しはしないものの、次のようにこれを示唆して批判をしていた（平田哲男『レッド・ページの史的究明』（以下「平田『史的究明』」）64頁）。

「極左的偏向の破壊的活動」「一部過激なる分子」「組合運動を利用して自らの権慾を満足せんとする少数分子」（1948年9月9日、全国経営者大会決議）、「過激分子」（同年10月20日、労働政策に関する吉田内閣への要望意見書）

それどころか、公の場以外では共産主義活動を根絶させると明言している。すなわち、日経連は、GHQに対して、1948年9月7日付で「労働組合法改正に対するわれわれの見解」を提出し、具体的な提言内容に触れる前の前文において、次のように述べている（竹前栄治『戦後労働改革 GHQ労働政策史』（以下「竹前『戦後労働改革』」）408頁）。

「本年4月日本経営者連盟の再建以来、われわれは反共的立場から経営者の組織強化と合理化をはかりつつ経営者の全力を結集してあらゆる困難と障害を克服する努力を重ねてきたが、同時に慎重に労働法改正のための調査とその実現を追求してきた。

今や公衆が破壊的ストライキによってもたらされる悲惨な事態に対して非常に批判的になるという時期が到来した。われわれは全国民が共産主義的活動を根絶するための労働法改正を熱望していることを確信している。」

(3) 電産レッド・ページの胎動

このような経営者団体の反共姿勢は、特定の企業においては、既にこの1948年から具体的な行動を伴っていたことが後に明らかになっている。

すなわち、戦後日本の労働組合運動を牽引し「最強の労働組合」(明神)と呼ばれた電産を抱える電力産業・日本発送電会社は、1950年に大規模なレッド・ページを実施し、後に訴訟等の紛争が続いたことが知られているが、1948年6月8日の電源ストをきっかけに解雇対象者のリスト作成作業に着手した上、C I C、法務省特審局、警察との密接な協力体制の下に何度となく入れかえを続け、解雇対象者を選別していったとされている(河西宏祐『電産の攻防』229頁を明神『戦後史の汚点』234頁で紹介)。

(4) GHQの宣伝活動等

このように政府や経営側が反共姿勢を明言する背景には、GHQの後ろ盾もあった。

すなわち、「レッド・ページの序曲」(竹前)として、1948年9月から1949年初めにかけてGHQの特定部署において、「内密(コンフィデンシャル)」かつ「非公式(インフォーマル)」として労働運動における共産主義分子の活動を叩くための反共宣伝計画が作成され、その計画に従って、種々の反共パンフレットおよびポスターが作成され、配下の地方軍政部に送られ、さらにそれらの資料は信頼のおける日本の印刷所で大量に複製された後担当官区の府県軍政チームを通じて日本政府諸機関、使用者、労組にも配布された。その中には「いかに共産主義者を敗北させるか」「どのようにして共産主義者をやめさせたか」「組合内の共産主義への警告」「誰でも知らねばならぬアメリカ共産主義者に関する100項目」などの表現があった(竹前『戦後労働改革』351頁、平田『史的究明』63頁)。

これに留まらず、GHQ高官が、繰り返し「共産党は新ファッション」「産別の上層部は共産党の道具に過ぎない」「有効な労働運動は共産党の死滅を見

とどけるものである」(ハロルド労働課労働関係班長代理『朝日新聞』1948年5月18日)、「共産党は米占領軍の脅威」「対日労働政策は組合内部の共産主義勢力と闘うため修正する必要がある」(ギブソン労働次官補『朝日新聞』1949年2月18日)などと発言したことが新聞紙上を通じて、国民に知らされている(平田『史的究明』63頁)。

(5) 第3次吉田内閣の反共構想

このような世相の中で実施された総選挙で日本共産党が35議席を獲得して躍進した。吉田首相は、1949年2月、第3次吉田内閣を発足させたその就任談話において、「敗戦後の国民思想の混乱に乗じ、現下の国情をいささかも省みず、無責任な言動をほしいままにし、破壊的な意図のもとに行動しているものもあるが、…断固としてこれを排撃せんとするものである」と表明し、具体的な反共構想について次のように明らかにしたと報道されている(『朝日新聞』1949年2月19日、明神『戦後史の汚点』132頁)。

- ① 勅令第101号「政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する件」(1946年2月22日公布)を全面的に改正し、「団体等規制令」と改称する。改正の主眼点は、第1条に新たにその目的を規定し、「反民主主義的団体の結成並びに指導を禁止する」ことを明記する。
- ② 「非米活動委員会」に類した「非日活動委員会」の設置。これを「非米活動委員会」のように国会内に置くか、共産主義の実態を暴露する宣伝機関として民間におくか、追放審査委員会のように行政機関内に置くかは検討中。
- ③ 共産主義の実態を明らかにする国民啓発宣伝機関の設置。

(6) 団体規制令

この中で、速やかに実施されたのが、①の団体規制令の改正である。

戦後まもなく公布された「団体等規制令」の目的規定は、「平和主義及び民主主義の健全な育成発達を期するため、政治団体の内容を一般に公開し、秘

密的、軍国主義的、極端な国家主義的団体の結成及び指導並びに団体及び個人のそのような行為を禁止することを目的とする」(第1条)となっていたが、吉田内閣は、1949年4月4日、これに新たに、「暴力主義的及び反民主主義的な団体」を適用対象に加えた。

「暴力主義的及び反民主主義的な団体」という呼び方は、当時、共産党を攻撃する政府の常套用語であり、これによって従来は軍国主義・超国家主義的団体がその主たる適用対象であったのに対し、共産主義的、左翼的団体、とりわけ共産党をその対象に措定したことがその眼目であった。吉田首相は、後に「これは当初は占領軍に反抗する団体や、軍国主義的団体など、いわゆる右翼国家主義的勢力の台頭を抑制する趣旨のもののものであったが、新しい改正政令は、その形式内容において旧勅令と大差なかったけれど、その趣旨は、政治団体たる共産党そのものを対象とするにあった。」と改正の意図を説明している(明神『戦後史の汚点』134頁、吉田『回想』272頁)。

(7) 定員法の制定

これに先立つ1949年2月25日、行政機関、国営企業においては、「行政機構刷新及び人員整理に関する件」が閣議決定され、また「行政機構刷新要領」が閣議了解されて、行政機構の刷新と人員整理を内容とする行政整理を6月1日から実施することとされた。

そしてこれに基づき、行政機関職員定員法案が同年5月4日閣議決定され、同月31日成立、6月1日施行された。これは、政府関係職員28万人余、地方公共団体職員13万人余の合計42万人余の整理を予定したものであった(『日本労働年鑑・23集』780頁、平田『史的究明』43頁)。

定員法を利用して行政整理を具体化するにあたり、どのような基準で誰を解雇するかが問題になるところ、定員法の起草段階から、既にこれをレッド・ページに用いることが想定されていたと指摘されている。すなわち、

「1949年5月30日成立した「定員法」の起草には労働課でな

く公職課（主査注：GSの公職課長J・ネピア中佐を意味している。）の指示が必要な「入力」であったことは疑い得ない。けだし、この法律の中では公務員の請願権および解雇に対する不満・苦情を仲裁機関に提訴しうる公労法上の権利が奪われていたが、このような規定の挿入については労働課長のヘプラーにさえ前もって知らされていなかったからである。日本政府に対するこのような行政整理に関する解雇基準（共産主義分子を解雇対象の第一順位にする）についてのGHQの指示はトップ・レベルの機密とされ、地方軍政部、府県軍政チームの労働担当官にも知らされてはならない極秘事項とされていた。このため第一線のMG労働担当官と解雇者名簿を作成した日本政府出先機関との間にはしばしばトラブルが発生したという。日本政府やその出先機関がこのGSの基準の「内密」指示の影にかくれて組合活動にアクティブな分子を共産主義者・同調者であろうと民同のグループであろうと勝手に便乗解雇をして混乱を起こした例は数限りなくあるが、このような場合、労働課が労働者の不満を聞いて是正措置をとろうとしても大抵の場合すでにそれは既成事実となってしまうっており、容易に変更することができなかった。」（竹前『戦後労働改革』350頁）

この指摘は、吉田茂の回想で、GHQの示唆を受けてレッド・ページを実行したとしていることとも付合する。すなわち、

「解雇に当たっては、もちろん、特別な手当を定め、自発的退職者をも募るという方法によったけれど、その際同時に、総司令部筋の示唆に従って、官庁業務の正常な運営を害する虞れのあるものとして、赤色分子を併せて解雇する方針を立てた。そして各官庁を督励して、該当者を一齐に調べさせ、その年の7月から9月に亘って、他の通常の被整理者と併せて、これらの分子を整理させたのである。」（吉田『回想』286頁）。

このように、行政整理は、「人員削減による国家支出の節約が表向きの理由であったが、GHQの示唆に従って官庁業務の正常な運営を害するおそれのある『赤色分子』の追放の意味も含んでいた」（田中二郎他編『戦後政治裁判史録1』466頁）こと、すなわちレッド・ページをも目的としていたものといえる。

（8）吉田内閣の反共政策の明確化

1949年7月4日、マッカーサーはアメリカの独立記念日に際しての声明を発し、その中で、初めて直接共産主義を名指しにし、共産主義は「国家的大および国際的民権はく奪運動として出現」したのであり、「かかる運動に対し法律の効力、是認および保護を今後与えるべきや否やの問題を提起する」と述べ、日本の国民は共産主義の脅威を十分に理解しており、共産主義の「東進を食止め、南進を阻止する有力な防壁」であると位置づけた（同日付け朝日新聞・読売新聞）。これは、暗に共産党の非合法化の可能性を示唆したものとされる（明神『概要ノート』174頁）。

吉田首相は、7月4日のマッカーサー声明を、共産主義の「非合法化に関する総司令部側からの最初の示唆が、公式の形をとって与えられた」（吉田『回想』275頁）もの、「団体等規正令に現われた占領政策の方向、すなわち、共産主義を法的に否定せんとする態度を、一段と明白にしたもの」（同276頁）と受け取り、その後、同年7月22日には、「国家公務員（公共機関を含む）、公共企業体（専売公社及び国有鉄道）及び地方公共団体の職員で、日本共産党員（秘密党員を含む）、同党の同調者及び協力者並びに共産主義を信奉しているとみられるすべての破壊的分子について、調査をし、一斉に解雇するための措置を実施すべきである。」との閣議決定を行った。

（9）行政整理の概要

法務府特別審査局は（後の公安調査庁）は、対象者にも明示的にレッド・ページが行われるより前の1950年8月時点において、中央省庁を含めた

各組織ごとの行政整理による解雇人数に加え、その中に含まれている共産党員およびその同調者の人数を具体的に挙げた上で、「各官庁内における共産主義的組織と活動の人的基盤の大部分は、右の行政整理によって破壊され、一掃されるに至ったものと言わざるを得ないものである」と一種の「勝利宣言」（平田『史的究明』45頁）をしている（『昭和25年8月 所謂特殊官庁グループに関する報告』国立教育研究所「戦後教育資料」より）。

行政整理によって解雇された者は政府関係機関12省庁（国鉄は除く）で5万2345人、これらの機関を含む国家公務員等（各種公団を含む。）の共産党員等の解雇者は6689人というデータが残っている（同上各資料）。この共産党員等の解雇者のデータは、前法務府特別審査局の作成資料によるものであるが、各機関別にA、B、Cに区分された人数が記載されており、Aは共産党員、Bは同情的協力者、Cは容共分子を指すものと推察されるという（平田『史的究明』46頁）。

そしてこの資料には、「かような行政整理が行われた結果、従来政府関係各官庁内に結成されていた党細胞を始め、各労働組合内の分派は勿論のこと、個々の党員や同調分子の大部分が、当該官庁内から排除されて各官庁に対する共産主義的勢力の浸透が一応肅正され、……各官庁内における共産主義的組織と活動の人的基盤の大部分は、右の行政整理によって破壊され、一掃されるに至ったものと言わざるを得ないものである」とのコメントが記載されている（平田『史的究明』44～46頁の記述による。）。

このように、特別審査局自らが行政整理の対象者のうち共産党員等のABCのランク付けをして調査集計し、前記のようなコメントをしていることから、日本政府が、共産党員及びその同調者等を把握した上、行政整理に意図的にこれらの者を含ませて排除していたことが推認される。

(10) 企業整備の概要

「企業整備」とは、GHQが主導した経済政策に基づき行われた民間企業

の大規模な人員整理・企業合理化のことである。行政整理が定員法に基づく公務員労働者の大量解雇であったのに対し、企業整備は民間企業労働者の大量解雇である。

その企業整備においてもまた、共産党員やその同調者の職場からの追放が、その大量解雇に含めて行われた。すなわち、「たいていのところでは共産党系の組合幹部が整理対象の中に含まれていた」（日本労働組合総評議会編『総評十年史』労働旬報社154頁）、「民間企業と公企業たるとを問わず、いわゆる赤色分子排除は〔1950年の〕レッド・ページに先んじて、企業整備による人員整理という形で、かなり消化されていた」（日経連三十年史刊行会編『日経連三十年史』（日本経営者団体連盟、1981）244頁）。

労働省は、主要企業における1949年1月以降1950年9月までの人員整理と共産党員等の排除状況を「昭和25年10月現在労働省調」として集計しているが、これによると主要企業43社での整理対象者は5万7725人で、そのうち共産党員は2616人、その同調者は529人とされている（『資料労働運動史・昭25』1079頁）。

また、労働省編『労働行政史・第2巻』（労働法令協会、1969）によると、1949年2月から12月までの各月ごとの企業整備による整理人員数は、同年7月から9月までをピークとして、8814事業所43万5466人とされている。

行政整理について特別審査局が共産党員等の追放対象者を個別に把握していたのと同様、企業整備についても、前記のように労働省自らが1950年当時に作成した『資料労働運動史・昭25』の中で「整理者中共産党員数」「同上同調者数」の統計をとっていることからして、企業整備の中で共産党員及びその同調者の排除が意識的に行われていたこと及びその内容を、政府自身が明確に認識・把握していたことがわかる。

これらのことから、企業整備は、GHQ及び日本政府の意を受け、意識的

に共産党員及びその同調者の排除が行われたものということができる。

3 申立人Aについて

(1) 申立人Aは、1949年7月4日に国鉄が定員法に基づく第1次の人員整理として3万0700人が解雇通告を受けた者の中に含まれている。

定員法に基づく行政整理は、起草当時から共産主義分子を解雇対象の第一順位にするとの解雇基準が示されており、事実上のレッド・ページが行われたことについては、既にみた通りである。

そして、国鉄が行った定員法に基づく行政整理にもレッド・ページが含まれていたことは、後に日経連の総括で明記されている。すなわち、「7月1日に当局が提示した人員整理基準（国鉄整理基準）は『業務に対する協力の程度如何』を重視したものであった。共産党員たる組合員および組合幹部の多くには、この基準が適用されたのである」とある（『日経連30年史』244頁）。

人員整理基準には、「④職員として対面^マをけがした者（ハ）上司の命に従わない者」「⑤執務不良の者（ロ）正当な理由がなく職務執行に従わない者」（『労働戦線』1949年7月8日号）という表現があり、日経連はこれらを指していると考えられる。

(2) また、法務府特別審査局は、明示的なレッド・ページが行われるより前の1950年8月時点において、中央省庁を含めた各組織ごとの行政整理による解雇人数と共産党員およびその同調者の人数を調査していることは既に述べたとおりであるが、ここでは、国鉄の整理解雇9万4312人のうち、共産党員およびその同調者のページ数は2591人と報告されている。

そして、国鉄の行政整理は、1949年7月4日の第1次通告が3万0700人で、同年7月12日の第2次通告が6万3000人とされており

(この外に整理期間中の「依願免職」「その他」がある。)、それ以後には存在しない。

- (3) そうすると、申立人Aが解雇通告を受けたのは、行政整理としては比較的初期で、しかも1949年7月22日の閣議決定の前ではあるが、①吉田首相や経営者団体は、定員法に基づく行政整理を利用してレッド・パージを行うことにつき、7月22日の閣議決定の前後を区別したりはしておらず、当初から、事実上のレッド・パージが含まれていたことを当然の前提にしていること、②法務府特別審査局が閣議決定前に行われた国鉄の行政整理においてもレッド・パージが行われたことを認めていること、③表向きには極秘とされたために客観的な資料が残らず、後に回想した者が口をそろえて定員法に基づいて事実上のレッド・パージが行われたと述べていること、④さらに1948年以降の反共政策や宣伝活動の存在などを踏まえると、国鉄の7月4日の整理通告によって、レッド・パージが行われたと認定するのが相当である。

よって、申立人Aについては、共産党員であったためにレッド・パージで解雇されたと推認できる。

4 申立人Bについて

- (1) 企業整備では、全国の8814の事業所で43万5466名の解雇が行われたとされている(『資料労働運動史 昭和26年』)。しかし、このうち、労働省の調査によってレッド・パージの実態が明らかになっているのは、わずか43事業所に関するものだけで、これによると、解雇された5万7725名のうち、2616名の共産党員と529名の同調者が含まれていたとされている(『資料労働運動史 昭和25年』労働省編 別紙(平田『史的究明』62頁から)参照)。

この43事業所の中に、申立人Bが勤務していた沖電気が含まれており、

同社が1949年4月に2819名を整理解雇し、この中に45名の共産党員が含まれていたことが記載されている。

この点、申立人Bが解雇対象者と発表されたのは5月24日と認定しているが、同社社史によっても、整備案すなわち整理される人数が発表されたのが4月29日となっているので、労働省の調査と矛盾するとは言えない。また、整備人員の人数も付合している。

この労働省の調査は、1950年10月時点の集計とされているところ、これは、前項でみた法務府特別審査局による行政整理におけるレッド・ページ的人数が報告された時期と同時期である。これらの調査報告がこの時期同時に行われているのは、広く公にして明示的にレッド・ページを行うより前の時点で、すでに事実上のレッド・ページによって共産党員およびその同調者が、どの程度排除されているのかを具体的に把握する必要性と目的があったからと推認できる。

既に述べた通り、この資料の存在から、まず、各企業が企業整備の名の下に大量の解雇者を出した中に、共産党員およびその同調者がいることを意識して労働省が調査をしていたことがわかる。すなわち、企業整備において、事実上のレッド・ページが行われていることは、労働省は認識していたといえる。

さらに、沖電気を含む調査対象となった各企業（すべて大企業である。）では整理対象となった人員の中に、共産党員とその同調者の人数が、ほぼ正確に把握されている。このことは、現に企業整備を行った際に、企業側が共産党員あるいはその同調者であるか否かを正確に把握していたことを強く推認させる事実であり（労働省の調査は各企業に直接調査をしたか、あるいは特審局を通じて把握したと考えられる。）、事実上のレッド・ページが行われたことを示唆しているといえる。

そして、この労働省の調査対象となった43事業所のうち、1949年

7月22日の閣議決定より前に企業整備を実施している事業所がおよそ半分を数えており、沖電気が企業整備を行った1949年4月（現に実施したのは5月）は、他の企業と比較し、特別早い時期のものとはいえない。

そうすると、沖電気の企業整理は比較的早く、申立人Bの解雇が1949年5月であるというその時期については、レッド・ページの認定を妨げる事情にはならないというべきである。

(2) 次に、沖電気が1949年4月に発表した整備案においては、人員削減は総従業員6691人の42%にあたる2891人という大規模なものであり、したがって、レッド・ページとは無関係な解雇も大量に行われている。しかし、この時期の「事実上のレッド・ページ」は、大量の整理解雇の中に隠密に共産黨員およびその同調者を紛れ込ませることによって行われたのが特徴であるから、個々人の解雇理由において共産黨員もしくはその同調者であることを考慮したことの根拠資料は残らないのが通常といえる。

申立人Bについていうと、①1949年4月までには、歴代総理大臣が、繰り返し反共政策の必要性を公にし、これに呼応して経営者団体も共産党を名指しして批判するようになっており、共産党を念頭に団体規制令も改正されたという時代背景があること、②労働省も沖電気において事実上のレッドページが行われたと考えていたこと、③沖電気において申立人Bが共産黨員であることを把握していたと考えられること、④非違行為や職務不良が疑われた事情は確認できないことなどからすると、沖電気が申立人Bを整理対象者に含めた際に、共産黨員であることを斟酌し、事実上のレッド・ページを行ったと認定するのが相当である。

第4 人権侵害性についての判断

前項で、申立人らについてレッド・ページであったことを認定した。そこで、

以下では、これらの者についてのレッド・ページの人権侵害性について検討する。

- 1 日本国憲法（1947年5月3日施行）は、思想・良心の自由を定めており、特定の思想・信条を有していたとしても、そのことを理由に不利益な取扱いを受けることがないことを保障している（第19条）。また、結社に参加する自由も保障されているので、特定の政党に参加することを理由に不利益、差別的な取扱いを受けることもあってはならない（第21条1項）。内心の自由は絶対的なものとして尊重され、かつ、この外部への表明の一手法である表現の自由や結社の自由は、人の人格に直接かかわるものとして、最大限尊重されなければならない。

ところが、前項で認定したとおり、申立人らは、日本共産党の党员であることや、共産主義者であることを理由に、国家公務員、国営企業職員の地位や地方公務員たる教員の地位を奪われている。かかる行為は、特定の政治的信条を有することを根拠に重大な不利益を与えるものとして憲法第19条に、また、特定の政治結社に参加あるいは同調していることをもって不利益を与えることは、当該政治結社への参加や活動への関与を躊躇させることは明らかで憲法第21条1項に反しているといえる。さらに、国等が解雇対象者を選定する際に、当該個人の稼働能力とは関係のない思想傾向をもって判断することは、法の下での平等を定めた憲法第14条1項にも反しており、申立人らの人権を侵害するものである。

- 2 当時の日本共産党は、暴力主義的に革命を実現することを党是としていた。そのため、憲法秩序の基礎を暴力により破壊することを目的とする思想や結社の保障に疑問を差しはさむ見解もあり得る。

しかし、民主制を掲げる日本国憲法が保障する各種の自由・権利は、それを民主制を倒すことを目的に行使することをも認めていると解するのが一般的である（「戦う民主主義」の考え方を採用していない。）。

また、日本共産党やその構成員の一部が暴力主義的な革命を目指していたからといって、それと同じ考えを有しているか否かを考慮することなく、単に共産党員であること、その同調者であるからといって、直ちに重大な不利益を科すことには、何ら合理性を肯定できない。

- 3 次に、申立人らが解職された当時は、未だ我が国はGHQの占領下であり、最高司令官のマッカーサーの指示あるいは示唆があったために、政府は、レッド・ページをせざるを得なかったとの評価も考えられる。

しかし、レッド・ページが行われる契機にGHQの指示や示唆があったとしても、日本政府や企業自身もまた、レッド・ページを積極的に推し進めようとしてきたことは、第2で詳細に見た通りである。しかも、1949年からの行政整理については、GHQの関与はあるとしても、いまだマッカーサーが指示、指令を出したという事実は存せず、教育機関におけるレッド・ページについても同様である。

さらに、1950年以降において、マッカーサーが指示をした場合であっても、それは直接国民を拘束するものではなく、占領下の日本統治は、日本国憲法および日本の諸法令によって行われていた。そのため、申立人らの解雇等はいずれも当時の法令を適用して行われたものであり、決して占領下であることをもって日本政府が責任が免じられるものではない。

- 4 次に、申立人らの直接の雇用主体は、国鉄と沖電気になる。

しかし、まず、国鉄の整理が定員法に基づくこと、共産党員を排除する定員法に基づく解雇基準は、GHQと政府が共同して策定したといえることについては、既にみた通りである。

申立人Bのレッド・ページについても、単に一企業の独自の事情に基づくものとはいえない。政府は1948年から具体的な反共構想を公にして着実に実施しはじめており、GHQ主導の反共宣伝活動についても積極的かつ主体的に協力することによって、経済界を含めた世間の反共活動を後押していたのであ

り、企業のレッド・ページを容認したに留まらず、積極的に推進したというべきであり、企業整備におけるレッド・ページに対しても、責任を免れることはできないというべきである。

- 5 我が国は1952年に連合国との間で講和条約(サンフランシスコ平和条約)を締結し、完全に主権が回復していながら、政府は、現在に至るまで、レッド・ページの解雇等の撤回やその指示を行っておらず、さらに名誉回復、補償などの措置も一切行われていない。

申立人らは、本件解雇等により著しく名誉を毀損されただけでなく、解雇等によって生活の糧である職を失うことにより収入が途絶え、多大な経済的損失を被った。その後の就職活動に深刻な影響も受けたことを訴える者も複数存する。その被害は、解雇等の当時のみならず、その後、今日まで続いており、その人生の大半を被害回復がなされないまま過ごしてきたことになる。

本件は今から70年近くも前に起きたものではあるが、現在においても依然として職場における思想差別が克服されたわけではない。現在も形を変え類似の被害は繰り返されている。職場において思想・良心の自由、法の下での平等などが保障されるべきことは、過去の問題ではなく現代的な人権課題である。現在及び将来にわたり、職場において思想差別が繰り返されないようにするためにも、過去の人権侵害に対してその侵害事実と責任を認め、救済をしていくことは極めて重要である。とりわけ、占領下という特殊な状況下における人権侵害に対しても救済することは、どのような状況下におかれても人権は保障されなければならないという、人権の固有性・普遍性・不可侵性をあらためて確認するという意味においても重要な意義を有するものである。

申立人らが本件解雇等によって被った被害は極めて重大かつ深刻なものであることはもちろん、かかる意義を踏まえ、国に対し、勧告をする。

以 上

【凡例】

- ・三宅『レッド・ページ』：三宅明正『レッド・ページとは何か―日本占領の影―』（大月書店、1994年）
- ・平田『史的究明』：平田哲男『レッド・ページの史的究明』（新日本出版社、2002年）
- ・明神『概要ノート』：明神勲「教職員レッド・ページ概要ノート（その6）」北海道教育大学紀要・教育科学編第55巻第2号（2005年）
- ・明神『戦後史の汚点』：明神勲『戦後史の汚点 レッド・ページ』（大月書店、2013年）
- ・竹前『戦後労働改革』：竹前栄治『戦後労働改革 GHQ労働政策史』（東京大学出版会、1982年）
- ・吉田『回想』：吉田茂『回想十年 第二巻』（新潮社、1957年）
- ・『資料労働運動史・昭24』：労働省編『資料労働運動史・昭和24年』1951年・労務行政研究所
- ・『資料労働運動史・昭25』：労働省編『資料労働運動史・昭和25年』1952年・労務行政研究所
- ・『日本労働年鑑・23集』：法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑・第23集』1950年・時事通信社
- ・『日本労働年鑑・24集』：法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑・第24集』1951年・時事通信社